

中野区教育委員会会議録

令和7年第24回定例会

令和7年8月29日

中野区教育委員会

令和7年第24回中野区教育委員会定例会

○日時

令和7年8月29日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午後 11時15分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

○欠席委員

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 森 克久

子ども・教育政策課長 神谷 万美

学校地域連携担当課長 保積 武範

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 原 太洋

文化振興・多文化共生推進課長 富士縄 篤

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 網野 愛子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

7人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第36号議案 緑野中学校校庭整備等工事請負契約に係る意見について
- (2) 第37号議案 平和の森小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について
- (3) 第38号議案 平和の森小学校校舎新築に伴う電気設備等工事請負契約に係る意見について
- (4) 第39号議案 旧中野刑務所正門移築及び修復工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (5) 第40号議案 中野中学校跡施設内装改修等工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (6) 第41号議案 中野本郷小学校校舎新築等工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (7) 第42号議案 中野本郷小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (8) 第43号議案 中野本郷小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (9) 第44号議案 啓明小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (10) 第45号議案 上鷺宮小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (11) 第46号議案 江原小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (12) 第47号議案 第五中学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について
- (13) 第48号議案 令和8年度使用教科用図書の採択について
- (14) 第49号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
- (15) 第50号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則

(16) 第51号議案 第23期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

①8月23日 令和7年度(第30回)中野区・田村市スポーツ交流会

②8月24日 みんなの笑顔で大気圏突破!中野宇宙博

(2) 事務局報告

①第七中学校代替校舎への移転に伴うバス通学費の補助について(子ども・教育政策課)

②朝の子どもの居場所づくりについて(学務課)

③桃園第二小学校新校舎等整備について(子ども教育施設課)

④北原小学校新校舎等整備について(子ども教育施設課)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第 24 回定例会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

本日の会議録署名委員は平本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日は議決事件の 16 番目に関連して、文化振興・多文化共生推進課の富士縄課長にご出席いただいております。

<議決事件>

田代教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目から 12 番目までは、関連する議題となりますので、一括して上程することといたします。

議決事件の 1 番目、第 36 号議案「緑野中学校校庭整備等工事請負契約に係る意見について」。

議決事件の 2 番目、第 37 号議案「平和の森小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について」。

議決事件の 3 番目、第 38 号議案「平和の森小学校校舎新築に伴う電気設備等工事請負契約に係る意見について」。

議決事件の 4 番目、第 39 号議案「旧中野刑務所正門移築及び修復工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について」。

次に、議決事件の 5 番目、第 40 号議案「中野中学校跡施設内装改修等工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について」。

議決事件の 6 番目、第 41 号議案「中野本郷小学校校舎新築等工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について」。

議決事件の 7 番目、第 42 号議案「中野本郷小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について」。

議決事件の 8 番目、第 43 号議案「中野本郷小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約

に係る契約金額の変更に係る意見について」。

議決事件の 9 番目、第 44 号議案「啓明小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について」。

議決事件の 10 番目、第 45 号議案「上鷺宮小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について」。

議決事件の 11 番目、第 46 号議案「江原小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について」。

議決事件の 12 番目、第 47 号議案「第五中学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更に係る意見について」を一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 36 号議案から第 47 号議案までを一括して補足説明させていただきます。

提案理由でございますが、これら 12 件の契約及び契約金額の変更につきましては、いずれの工事も予定価格が 1 億 8,000 万円以上であり、議会の議決を経るべき案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、意見を申し出るものでございます。

意見の内容につきましては、同意するというものでございます。

まず、第 36 号議案「緑野中学校校庭整備等工事請負契約」につきましては、契約金額 2 億 4,200 万円でございます。

第 37 号議案「平和の森小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約」につきましては、契約金額 12 億 6,225 万円でございます。

第 38 号議案「平和の森小学校校舎新築に伴う電気設備等工事請負契約」につきましては、契約金額 9 億 4,600 万円でございます。

第 39 号議案「旧中野刑務所正門移築及び修復工事請負契約に係る契約金額の変更」につきましては、契約金額 9 億 3,229 万 4,000 円を 9 億 5,192 万 9,000 円に変更いたします。

第 40 号議案「中野中学校跡施設内装改修等工事請負契約に係る契約金額の変更」につきましては、契約金額 25 億 4,656 万 7,800 円を 25 億 9,091 万 9,800 円に変更いたします。

第 41 号議案「中野本郷小学校校舎新築等工事請負契約に係る契約金額の変更」につきましては、契約金額 52 億 7,783 万 5,500 円を 53 億 1,116 万 5,500 円に変更いたします。

第 42 号議案「中野本郷小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変

更」につきましては、契約金額 11 億円を 11 億 2,970 万円に変更いたします。

第 43 号議案「中野本郷小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更」につきましては、契約金額 7 億 9,302 万 7,400 円を 8 億 985 万 3,000 円に変更いたします。

第 44 号議案「啓明小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更」につきましては、契約金額 5 億 2,256 万 7,800 円を 5 億 3,089 万 4,800 円に変更いたします。

第 45 号議案「上鷺宮小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更」につきましては、契約金額 4 億 9,502 万 2,600 円を 5 億 582 万 4,600 円に変更いたします。

第 46 号議案「江原小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更」につきましては、契約金額 5 億 1,512 万 3,300 円を 5 億 2,095 万 3,300 円に変更いたします。

第 47 号議案「第五中学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更」につきましては、契約金額 3 億 2,459 万 400 円を 3 億 3,084 万 9,400 円に変更いたします。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。特に契約金額変更の案件につきましては、昨今の工事費用や資材の高騰の状況を踏まえますと、子どもたちが過ごす学校の環境改善のためには妥当な金額の改定でありまして、やむを得ない増額であるものと理解しているのですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

子ども教育施設課長

委員、お話にありましたとおり、本件、契約の変更をしている案件につきましては、既に契約締結済みの状況から賃金水準であるとか、物価水準等々が変わっていることにより、当時の請負代金が不適当となったことによって、適切に算出した増額分を契約変更しているものでございます。

昨今の状況からすると、こういった状況はやむを得ないと認識しております。

田代教育長

ほかに質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

質疑がなければ、質疑を終結いたします。

それでは、1 件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 36 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 37 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、ただいま上程中の第 38 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 39 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 40 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 41 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 42 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 43 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 44 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 45 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 46 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 47 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 13 番目、第 48 号議案「令和 8 年度使用教科用図書の採択について」

を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは第 48 号議案「令和 8 年度使用教科用図書の採択について」ご説明いたします。

提案の理由につきましては、議案にありますように、令和 8 年度に中野区立小学校、中学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択をする必要があるためでございます。

採択の方法でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条により、特別支援学級で利用できる一般図書を除き、原則として 4 年間は毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものでございます。

ただし、同第 15 条及び義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する施行規則第 6 条により、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、採択に関し直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められるため、文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合等に該当する場合は、採択替えを行うことができるとなっております。

昨年度から現在に至るまで採択した教科用図書に、このようなケースや新たな発行はございません。また、各学校からも特段現在使用している教科用図書に関しても、ご意見はございませんでした。

次に、教科用図書採択協議の経過についてでございますが、特別支援学級においては、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第 9 条により、特別支援学級において学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書または同法第 34 条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用する必要がある場合においては、当該特別支援学級を設置している区立学校の校長の意見を聞くこととしておりますので、特別支援学級が設置されている各小中学校長からの意見をもとに、令和 7 年 8 月 22 日の教育委員会第 23 回定例会にてご協議いただき、別紙一覧表に掲載された図書が採択候補となりました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

高野委員

ご説明ありがとうございました。こちら、採択というか、候補として挙げられている教科書が各学校違いまして、また、学年によっても違うのですけれども、これはそれぞれの児童

に依じて、その学校が、毎年変えて選んでいるということによろしいでしょうか。

指導室長

委員ご認識のとおり、毎年子どもたちの実態を踏まえて、特別支援学級の先生方が選定をし、校長が認めたもの、そういった図書になります。

田代教育長

ほかに質問や意見はございますか。

よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 48 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 14 番目と 15 番目は関連する議題となりますので、一括して上程することといたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第 49 号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

改正の理由といたしましては、区議会第 2 回定例会にて議決された中野区職員の育児休業等に関する条例、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、教育委員会で所管している関連規則の改正を行う必要がございます。

また、子育て部分休暇の導入に伴い、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の規定整備を行うため、教育委員会にお諮りするものでございます。

では、各規則の改正内容についてでございますが、資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので、そちらをごらんください。

まず、幼教勤務時間条例施行規則でございます。

1 点目は新旧対照表の 1 ページ目、「年次有給休暇の繰越し」についてでございます。その年に使用しなかった年次有給休暇は、勤務実績に応じて最大 20 日まで翌年に繰り越すこ

とができますが、勤務実績の算定において、部分休業を取得した期間も勤務したものとみなすことを規定します。

2点目は、新旧対照表の1ページ目から2ページ目にございます、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の取得についてでございます。「正規の勤務時間の始め又は終わり」における規定をなくしまして、正規の勤務時間の途中にも取得できるように規定いたします。

3点目は、新旧対照表の1ページ目から2ページ目にございます、部分休業の記載についてでございます。育児休業条例の改正に伴い、現在の1日につき2時間を超えない範囲内での部分休業に加えまして、新たに1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しない部分休業を選択できるようになります。これにより、従来の部分休業を第1号、新たな部分休業を第2号として定義をしまして、文言を整理してございます。

4点目につきましては、新旧対照表の2ページ末尾以降になります。職員の仕事と子育ての両立支援のため、出生時及び育児期両立支援制度等の請求等に係る意向確認等について規定をいたします。

続いて、新旧対照表の5ページ目以降をごらんください。小中学校教員勤務時間条例施行規則でございます。改正内容につきましては、幼稚園教育職員勤務時間条例施行規則と同様でございます。

さらに9ページ目をごらんください。ここからは、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則でございます。子育て部分休暇の導入に伴いまして、幼稚園教育職員、県費負担教職員及び任期付短時間勤務職員に係る教育委員会から教育長への事務の委任事項につきまして、子育て部分休暇の承認に関することを加えます。

施行期日につきましては、幼教及び小中学校教員勤務時間条例施行規則につきましては、令和7年10月1日でございます。また、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則につきましては、交付の日から施行いたします。

続きまして、関連します案件、第50号議案中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部に改正する規則について、併せてご説明をいたします。

資料をごらんください。

改正理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、育児部分休業の日単位での取得が可能となることに伴い、関連する規則

の改正を行うものでございます。育児部分休業の日単位での取得につきましては、先ほどの勤務条例規則改正にありました、第2号として定義された新たな部分休業と同じ意味となります。

改正する規則につきましては、(1)中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、(2)中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則、(3)中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則、(4)中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則になります。

改正の内容といたしましては、期末及び勤勉手当支給額を計算する際に差し引きします欠勤等日数の対象に、非単位取得の育児部分休業を加えること、またそれに伴う文言整理でございます。

期末及び勤勉手当に関します規則改正につきましては、施行期日は令和7年10月1日といたします。

なお、当該規則の一部について改正するにあたりまして、幼教及び小中学校教育職員勤務時間条例、施行規則並びに期末勤勉手当に関する規則は特別区人事委員会の承認を必要といたしますが、これにつきましては、令和7年8月18日及び21日に、既に承認を得てございます。

説明は以上となります。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。大変わかりやすく説明していただきましたので、改正のポイントも理解できました。

介護休暇や子育て部分休暇について、従前は「正規の勤務時間の始め又は終わりに」という時間枠の縛りがあったことで、利用のしにくさを感じていらっしゃる職員の方もいたのではないかなと思っております。

それで、今回部分休暇を取得しても、期末手当に影響がないことまで保障した点も含めて、職員の皆様にとって柔軟に休暇を取得しやすい改正となり、よいことだなと思いました。育児中のご家庭においては相当程度の需要がある改正になると思いますので、積極的な周知をお願いしたいと思います。

以上です。

指導室長

こちらにつきましては、本議案を可決していただきました後に、各職員にはチラシ等を配布して、今回の改正の趣旨をしっかりと周知してまいりたいと考えてございます。

高野委員

本案件は幼稚園の教職、中野区立幼稚園の教職員に関する事案で、既に小中学校の教職員については、同様の規則が適用されているということによろしいのでしょうか。

指導室長

小中学校の教職員に関しましては、都の教育委員会のほうで定めがございますので、こちらに基づいて、休暇等が適用されていくわけですけれども、こちらも国全体での法改正に伴って行われる改正でございますので、東京都のほうの職員も併せて、このような決まりで休暇等をとれるようになってございます。

田代教育長

ほかに質問やご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

なければ質疑を終結します。

それでは1件ずつ、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第49号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第50号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の16番目、第51号議案「第23期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程いたします。それでは提案の説明をお願いいたします。

文化振興・多文化共生推進課長

それでは第51号議案「第23期中野区文化財保護審議会委員の委嘱」につきまして、補足資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、今年9月30日をもちまして、現在の第22期の

委員が任期満了を迎えるということに伴いまして、次期の第 23 期の委員を委嘱するという
こととございます。

続きまして、委嘱の根拠と文化財保護審議会の委員の構成です。根拠につきましては、中
野区文化財保護条例になります。文化財保護審議会委員につきましては、文化財に関し豊
かな識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することとなっております。

任期につきましては2年ということで、23 期につきましては、今年の 10 月 1 日から令和
9 年 9 月 30 日ということになります。現在、委嘱をしている委員の数につきましては 6 名
となっております。

文化財保護審議会委員の職務でございますけれども、教育委員会の諮問並びに文化財の
保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に答申または意見を述べ
ることと定めがございます。

2 番のこれら委員の選任の考え方でございます。中野区におけます文化財の性格につき
ましては、伝統芸能・民具・民間伝承ですとか、石像美術・近世の絵画、古文書、古建築物、
埋蔵文化財等々の領域があるわけでございますけれども、これらの領域を専門といたします
学識経験者のうちから、中野区や関東近郊周辺に研究主体を持つ者ということで選任をし
てございます。

次ページ、3、委員候補者でございます。委員の候補者につきましては、現 22 期の委員
と同様でございます。上から内田青蔵氏、大石学氏、仲町啓子氏、松原智美氏、山崎祐子
氏、渡辺丈彦氏を委員の候補者としてございます。

専門分野につきましては、内田氏が建築史。大石氏が近世史。仲町氏が日本絵画史。松原
氏が仏教美術史。山崎氏が民俗学。渡辺氏が考古学となっております。現職等につきまし
ては、こちらの資料からお読み取りいただければと思います。

また、在任につきましては、こちらにつきましても資料のとおりとなっております。

それでは、第 51 号議案につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。大変様々な専門分野の有識者の皆様に長く関わって
いただいております、ありがたいことだと思いました。

質問になりますが、審議会委員の再任の回数というのに上限はなく、できるだけ長く委

員を継続していただいて、長いスパンでご意見をいただくということが、一応可能な制度設計になっているのでしょうか。

文化振興・多文化共生推進課長

今、委員おっしゃるとおりでして、回数に制限があるようなものではございませんで、なるだけ、中野区内の文化財の性格ですとか、そういったところに精通していただいて、より長期のスパンで、中野区内の文化財について専門的にご審議いただけるような体制がとれるようなところで、委員構成を考えているものでございます。

高野委員

ご説明ありがとうございます。各分野の専門家の先生方を選んでいただいているので、この候補の方々に特に異論はありません。

この文化財保護審議会というのは、保護すべき文化財が新たに見つかった、あるいはそれを検討するような場合に審議会を開くという考えでよろしいのでしょうか。

文化振興・多文化共生推進課長

今、委員おっしゃるとおり、一つにはそういったところ、実際文化財を区の文化財として指定するときなどに、教育委員会からの諮問に基づきまして、そのことについてご審議いただくといったところでございます。

もう一方は、中野区の文化財の在り方といったところをもう少し広い視点で、どうしていったら良いのかご意見を頂くといったところも、この審議会の職務になっておりますので、そのような活動もしていただいているものでございます。

田代教育長

ほかに質問や意見ございませんか。よろしいですか。

それでは質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 51 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

活動報告をさせていただきます。

8月23日「令和7年度中野区・田村市スポーツ交流会」、8月24日「みんなの笑顔で大気圏突破！中野宇宙博」、いずれも田代教育長が出席されております。

報告は以上です。

田代教育長

各委員から補足質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

高野委員

教育長の報告2番目にあります「みんなの笑顔で大気圏突破！中野宇宙博」ですが、私も24日の日曜日に、子どもと一緒に参加してまいりました。

いろいろ宇宙に関するイベントがあり、子どもは、プログラミング体験に参加して、楽しんでいてよかったと思います。

以上です。

岡本委員

8月25日に令和7年度中野区いじめ防止フォーラム、そして8月26日に中野区コミュニティ・スクール研修に参加をしましたので、それぞれ簡単に共有をしたいと思います。

まず、中野区いじめ防止フォーラムなのですが、私、中学生の保護者として参加しました。新任教員の皆さんも研修の一環として参加をされていらして、講師の方からは、いじめの定義は今、こうなっていますよと。例えば、こういったことはいじめに該当するのですよといったレクチャーがあった後で、先生方も一緒の場になって、ともに話し合うという構成になっていました。

いじめの定義は一般で考えられているものと、法律上は異なるのだということを、恐らくほとんどの保護者はまだ知らないのではないかと思います。その意味では、大変必要な、有意義な場だったのかと考えました。

また、中野第一小学校や、第七中学校で行われているいじめ防止の取組も共有されました。フォーラムの後に、知り合いの保護者に聞いてみましたら、やはりそういう他校の取組はなかなか聞けなかったので、大変興味深かったですというお話がありました。

私としてはスクールロイヤーをされている弁護士さんから、保護者に向けて、トラブル

があったときは、子どもの気持ちをまず第一に考えましょうというお話があったことに非常に共感しました。保護者として、やはりどうしても自分の気持ちが優先されてしまうのではないかと思います。これは、わかります。私もそうなると思います。でも、そのときに子どもはどう思っているのかということを丁寧に聞き取っていきましょうというお話があって、共感をしました。

フォーラムの冒頭で事務局の方から、こういったもろもろについて、知らせるではなくて伝える努力をしなくてはならないというお話がありました。大変率直なお話だと思いました。フォーラムも初めて、オンラインで配信もされていたということで、伝える努力の本気度を私は感じました。この努力を続けていきたいと思いましたし、また伝わった後で、関係者が自分事として受け止められるように、どう伝えればよいかも、今後みんなで考えていければなと思いました。

続いて、中野区コミュニティ・スクール研修なのですが、私、今年度、2年前まで次男が通っていた小学校の学校運営協議会の委員長をすることになりまして、ぜひ学びたいと参加をしました。研修の場所にて参加された方と、オンラインで参加された方を合わせて100人ぐらい参加されていたそうで、私と同じように、多分区内で初めて学校運営協議会の委員になったけれども、どうしていいかわからないという不安をお抱えの方がいて、積極的に学ぶ場となっていました。

実際、その不安解消にとっても役立つ内容のお話をいただきました。研修を受けてポジティブになれましたし、あれもやりたいな、これもやりたいなと、いろいろ想像が膨らみました。他方で、講師の先生からは、焦らずじわじわと、というお話がありまして、着実に土台をつくっていかなければいけないなと自分に言い聞かせました。

講師の方から、一番怖いのは、協議をする場ではなくて、報告を聞くだけの場になってしまうこと。これは形骸化の一步になるかもというお話がありました。全国の事例で実際そういうところがあるそうで、ここは学校と委員の双方の認識のすり合わせが必要だと感じました。学校運営協議会の話についてはまた逐次ご報告をしたいと思います。この研修の録画も、研修に申し込んでいなかった委員にも視聴できるようにメールが事務局の方から届いていまして、これも事務局の皆さんの本気度を私は感じました。ありがたいと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかにその他の活動報告はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは最後に私のほうから、8月23日土曜日に、中野総合体育館で福島県田村市とのスポーツ交流会が開催されました。この交流会は2年ごとに開催され、今年度は田村市の皆さんが中野区に来て、スポーツ交流ということで、バスケットボールとパドルテニスを行いました。田村市の市長さんも参加されて、今後は大人だけでなく子どもたちの交流もできたら進めていきたいと話されていました。

続きまして、23日と24日の2日間、中野区役所のナカノバとそれから中野中学校をお借りして、みんなの笑顔で大気圏突破！中野宇宙博が行われました。宇宙に関する説明やペットボトルロケットをつくって、中野中学校の校庭で、それを飛ばして、多くの小中学生が参加して、大変喜んでいました。

また、第七中学校のロボコン部が参加して、中学生がつくったロボットで、がれきを想定したペットボトルキャップの回収作業の様子を発表して、参加していた子どもも大人も大変感動していました。大変すばらしい取組だったと思います。

その他、発言がなければ委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「第七中学校代替校舎への移転に伴うバス通学費の補助について」の報告をお願いいたします。

学校地域連携担当課長

それでは、「第七中学校代替校舎への移転に伴うバス通学費の補助について」、区としての考え方をまとめましたのでご報告させていただきます。

中野区立小中学校施設整備計画に基づき、第七中学校は令和8年度より校舎の建替え工事を開始いたします。生徒は工事期間中、第七中学校の通学区域外にある令和小学校跡施設（旧上高田小学校）を代替校舎として、通学することとなります。

このように、本来の通学区域を超えて通学しなければならないという事情により、遠距離の通学となる生徒については、代替校舎の使用期間中も安心して通学し、学校生活を送ることができるよう、以下のとおり、バス通学の補助を行うことといたします。

項目の1番、補助の内容です。以下、対象のうち希望する生徒に対し、代替校舎へ通学する期間中に利用する関東バスの定期券の費用3分の2を補助いたします。上限額は1年間

の関東バス学割定期費の8万9,360円を踏まえ、5万9,000円といたします。

2番、対象者です。令和小学校跡施設から徒歩でおおむね2km離れた番地に居住する生徒といたします。具体的には、江原三丁目15番から39番地、江原町二丁目6番から12番地、15番から31番地、江古田三丁目14番から15番地です。

3番、想定費用は、3年5か月分で約2,200万円強を想定しています。

4番、申請方法につきましては、基本的に電子申請で行う予定です。

5番、今後の予定となります。令和7年9月13日土曜日に、七中学校の体育館において保護者説明会を開催する予定です。その後、令和8年2月には制度を周知しまして、4月以降、代替校舎への通学及び制度運用を開始いたします。また、令和11年9月に新校舎の供用を開始する予定です。

ご報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

岡本委員

おおむね2kmということで、相当ご検討いただいた結果だと思うのですが、ちなみにこれは直線距離になりますか。

あと、もう1点、バスがこれまでよりも混む時間帯ができてくると思うのですが、このことについて関東バスとは、何か協議等していらっしゃるのか、教えてください。

学校地域連携担当課長

二つ、ご質問を今、いただきました。1番目に関しましては、直線距離ではなくて、歩く距離で最短ルートとして考えております。

2番目に関しまして、関東バスとは数回打合せを行いました。私も実際その時間帯にバスに乗ってみましたが、著しく混んでいるというようなことはないと思います。関東バスも同じような認識と聞いております。

今後、よほど乗客に迷惑になると関東バスが判断した際は、バスの本数を増やすということを検討すると聞いておりますが、今の現時点では必要ないと考えているとのことです。

平本委員

バス通学費を、補助する区域の決め方については、区内の他校の状況等も考慮する必要がありますので、大変難しい問題であるなどと思いながら聞いておりました。

今回、赤エリアに含まれない区域であったとしても、私費でバス利用自体は認めていた

だけるという形でよいのかということと、もし何か他校の状況も一定考慮して、2 kmというのを決めているという実情があるようでしたら、教えていただきたいなと思います。

学校地域連携担当課長

学校と協議したところ、水色のエリアに関しても、私費であればバス通学を認めるというお答えをいただいております。

中野区教育委員会としては、原則「概ね2 km」を徒歩で歩ける距離と認識しています。現在、明和中学校や中野東中学校などでは2 km程度歩いて通学しているという現状がございますが、今回は代替校舎が通学区域外にあり、生徒が本来の通学区域を越えて通学しなければならないという特殊な状況であることを考え、概ね2 km以上通学する生徒に対し補助することといたしました。

田代教育長

ほかに質問やご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「朝の子どもの居場所づくりについて」の報告をお願いいたします。

学務課長

「朝の子どもの居場所づくりについて」報告いたします。

近年、保護者の働き方の多様化や共働き家庭の増加により、児童の登校時間よりも早く出勤する家庭では、学校始業前や長期休業中の朝の子どもの居場所に対するニーズが高まっております。保護者の就業と子育ての両立を支援し、子どもが安全安心に過ごせる朝の子どもの居場所づくりの検討状況を報告します。

朝の子どもの居場所づくりについては、教育活動日及び学校休業日に実施することとし、教育活動日に実施する事業を、児童の早朝見守り事業、学校休業日に実施する事業を、区立学童クラブでの預かり時間延長とします。

保護者アンケートの結果については、別添1をごらんください。児童の早朝見守り事業については、令和7年4月中旬から6月中旬まで、記載の調査対象者にアンケートを実施しました。主な設問と回答は記載のとおりで、回答した保護者の3割程度は利用を希望するという回答でした。

区立学童クラブでの預かり時間延長については、令和7年5月下旬から6月中旬まで、記載の調査対象者にアンケートを実施しました。土曜日における学童クラブの早朝受入れ

希望については、1割程度の利用希望でした。また、学校の長期休業期間における学童クラブの早朝受入れ希望については、3割程度の利用希望でございました。

続きまして、朝の子どもの居場所づくりの実施方法（案）については、別添2をごらんください。児童の早朝見守り事業については、土日祝日・教育活動休止日・夏休みなどの長期休業期間を除く児童の登校日に実施し、実施時間は午前7時半から8時15分。対象児童は小学校1年生から3年生を想定し、保護者の就労等の要件は設けず、事前登録も不要とします。実施場所については、校舎内の施設を想定しております。動線や収容人数等を勘案して、学校ごとに実施場所を選定します。

見守り実施にあたっては、民間事業者へ委託し、令和8年4月以降に事業を開始します。ただし、開始時期は各学校の状況等に応じて、個別に設定することといたします。

当該事業の実施中の児童の過ごし方としては、読書や自習、他の児童と会話を楽しむなど、教室と同じように過ごすことを想定してございます。

区立学童クラブでの預かり時間延長については、土曜日及び教育活動休止日、夏休みなどの長期休業期間に実施し、実施時間は午前7時半から8時、対象児童は区立学童クラブの利用登録児童といたします。実施にあたっては、常勤指導員または有資格の補助指導員を含み2名以上の体制とし、令和8年4月以降に事業を開始いたします。

なお、午前7時半からの利用が見込まれる場合のみ預かり時間を延長することとし、預かり時間の延長を利用した場合の保護者負担は無料といたします。民間学童クラブでの預かり時間延長については、各民間学童クラブで実施を判断し、実施した場合には区から運営費補助金を加算する予定です。

かがみ文にお戻りください。今後のスケジュールについては、令和7年度中に各学校における実施場所、見守り体制等の調整を行い、保護者等へ事業内容周知、事業者選定を行います。その後、令和8年度中に事業を開始いたします。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

岡本委員

ご報告ありがとうございました。2点、質問があります。各校でPTAやシルバー人材センターの皆さんが中心になって、朝の見守り活動をしていると思うのですが、その前の時間に登校することになった場合に、見守り等々どうすればいいのかなと悩むPTAも出て

くるのかなと思います。ここについて、お考えか、何か決まっていることがあったら教えてください。

もう1点は、利用について事前登録が必要なのかどうか、教えてください。

学務課長

こちら主に、児童の早朝見守り事業のほうにつきましては、どちらもそうなのですが、基本的には、保護者の付き添いを原則としたいと思います。ですので、シルバー人材センターで今、通学路の見守りを実施しているのと、あと各PTAの活動で見守りを実施していると思いますが、そちらの時間を早めるということは、基本的には考えていないというところです。

もう一つが、事前登録は不要です。ただ、学童クラブのほうは登録者のみということになってございます。

平本委員

アンケート結果からも、保護者のニーズがあることは理解できましたので、実施していただいていたのかなと思います。

質問になるのですが、この取組の出発点としては、児童の登校時間よりも早く出勤するようなご家庭のニーズがあるだろうということを前提に、保護者の就業と子育ての両立を支援していこうということだと理解はしているのですが、対象児童について、今回、保護者の就労等の要件は設けないとしていただいたのかなと思っています。

これについては、中野区としては限定せずに広く、主に低学年の居場所づくりを主眼に置いているという理解でよろしいのでしょうか。今回、保護者の就労要件を設けないことにした趣旨の部分をも、もう少し詳しく教えていただければよいようにしたら、お聞きしたいなと思っております。

学務課長

こちら、朝の子どもの居場所づくりの考えの発端としましては、小1の壁、先ほどお話しした、やはり保育園から就学時の、小学校に上がるにあたって、朝の時間の対応をどうするかというところが一番ありました。そのときに、区の教育委員会としては、当初から、保護者の就労要件等を設けることは考えてはおりませんでした。

対象児童も、最初は小1のみと考えていたのですが、他地区の事例等を考えますと、小学校1年生から6年生全体でやっていることもありましたので、アンケートとしては、小学校1年生から5年生と、あと5歳児というところでとってございました。そのアン

ケート結果において、3割程度ではございましたけれども、学校によっては、1年生から6年生、全てがこの朝の時間帯、例えば体育館ですとか、希望するとかなり人数が多くなってしまう可能性もございましたので、まずは、1年生から3年生というところを想定して、実施したいと考えてございまして、状況に応じて学年を広げる等々のことは、実施している中で検討していきたいなと考えてございます。

岡本委員

実施場所や実施体制についてなのですが、民間事業者等に見守りを委託して実施するということが、とはいえ、その場所となる学校現場については、やはりちょっと不安もあるのではないかなと思います。もしも子どもが学校にいるときに、何かあったときに、先生方がいるのであれば、何かをしなければいけないのではないかと考えてしまうのではないかなと思うのですが、このあたり、何か学校からこういったことはちょっと不安だ、のような話はこれまであったでしょうか。

学務課長

やはり学校現場からは、この実施にあたって見守り自体を、例えば教員が担うだとか、そういうことはないようにということでしたので、もちろんそれは当初の予定から、教員に朝早く来て、見守りしてくれということは、こちらとしても検討していなかったところで

す。

とはいえ、緊急的な事態が発生したとき、例えば、この7時半から8時15分の間に何かけがですとかがあったときには、まずはその児童本人に対して状況を確認するのは、この民間の事業者が聞き取りをしますけれども、その上で学校に対して、7時半から8時15分の間にも、学校の教職員ですとか、校長先生、副校長先生が来ていたら、その時点で状況を報告するとともに、保護者への連絡が必要でしたら、学校に対して保護者の連絡先等を聞き取りの上、対応していきたいと検討しているところでございます。

岡本委員

ということは、その民間事業者は、来る子どもに対する情報とかは、何も把握はしないということになるのですか。

学務課長

そのあたりのマニュアルですとか、事業者の選定はまだいうところではありますので、情報の取扱いはまだ検討中ではございますけれども、先ほど申し上げたとおり、その個人情報部分は、委託事業者に何か預けるというところは、現状では想定していないとい

うところでございます。

高野委員

現在、小学校などが台風、悪天候の場合、休校あるいは午前休みなどの連絡は、スマホアプリの「すぐーる」ですとかで連絡が届くかと思うのですけれども、この7時半からの朝の子どもの居場所づくりについては、そういった悪天候時などの連絡はどのようにする。または、その判断はどなたがすることになるのでしょうか。

学務課長

これは学校の判断に連動するかなと思っています。教育活動日に実施することになりますので、学校が、台風ですとか、あとは感染症等で休校の場合は、こちらの活動もおのずと休止というところで考えてございます。それを個別に「すぐーる」で発信するかどうかというところ、こちらについてはまた検討課題かなとは思っていますけれども、基本は連動する取組と考えてございます。

田代教育長

ほかに質問やご発言がありましたらお願いします。

よろしいですか。それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「桃園第二小学校新校舎等整備について」の報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

それでは、「桃園第二小学校新校舎等整備について」ご報告いたします。桃園第二小学校の新校舎整備につきましては、現在基本設計の検討を進めているところであり、地域での競技の場である改築推進委員会でも、1番にあるとおり、検討を重ねてまいりました。

本件は、前回の教育委員会でご報告させていただいた、桃園第二小学校の新校舎の校庭舗装（案）について、2番に記載のとおり、土舗装を基本とすることを決定したものであり、併せて、最新の新校舎の配置（案）等をご報告するものでございます。

それでは、資料3番、新校舎の基本配置（案）をごらんください。こちらは、以前お示ししていた校舎配置とおおむね変更はないものでございますが、変わっている主なところとしては、校庭が土舗装となっていること。また、1階の教育相談室が校庭に面した採光のとれる形に変更していること。その他、右下のほうです。環境教育を推進していくためのビオトープを新たに配置しているというところになります。

もとの資料に戻っていただきまして、続いて4番、今後のスケジュールであります、9

月末に取りまとめる基本設計について、地域での説明を10月に行い、11月に基本設計を取りまとめる予定でございます。

ご報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。これまで様々なご議論をいただいて、大きな方針が決定しまして、細かい基本設計の検討に進みましたので、よかったのではないかなと思っております。

また、事前の協議、議論を踏まえて、教育相談室の採光なども改めて検討した上での設計としていただいた点、大変よかったのではないかなと思います。また、引き続き、こちらの場でのご報告をお願いできればと思います。

以上です。

子ども教育施設課長

子どもたちの教育環境というところで、校庭が土舗装の新校舎として、さらによりよい校舎づくりというのを引き続き進めてまいります。また、基本設計（案）というものを取りまとめた段階で、ご説明、ご報告させていただきたいと考えております。

岡本委員

直接、新校舎整備についてではないのですが、改築推進委員会について、土舗装か人工芝かのご意見がほぼ二分された状況で、もしかすると改築推進委員会の委員になられた方々は、こんな重責を担う場になると思っていらっしゃらなかったのではないかなと思いました。

ほかの学校の改築推進委員会の委員になられた方の話を聞くと、皆さん、それぞれ思ったことを言い合って、何となくそのままいくみたいな場もあったと聞きますので、その意味では、桃園第二小学校さんの改築推進委員会は、ある意味、機能する場にならざるを得なかったのだと思うのですが、やはり大変重たい話だったのではないかとも思います。改築推進委員会というのはこういう場になり得るということを、今後、次にどこか違うところで改築推進委員会をつくる時に、共有をいただいてもいいのかなと思いました。この経験を蓄積したいと思いました。

以上です。

子ども教育施設課長

改築推進委員会自体は、よりよい新校舎としていく上での意見交換、協議の場ということと捉えております。そうした中で、よりよい校舎の一つとして、新校舎の機能、校庭の舗装材というものもあるということを私たちも改めて認識したところでございます。

中野区教育委員会としては、一足制による運用、また人工芝での校庭づくりというところを基本としているところではございますが、そういったところのよさというものもご紹介していきながら、また、土舗装で現在、運用している学校の状況というものも併せてご紹介していきながら、一つずつ丁寧に改築推進委員会では、説明を重ねていきたいと考えております。

田代教育長

ほかに質問やご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の4番目「北原小学校新校舎等整備について」の報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

それでは、「北原小学校新校舎等整備について」ご報告いたします。北原小学校の新校舎等整備については、令和6年、中野区議会第3回定例会で採択された第1号請願「北原小学校の改築に際し、地域の意見を踏まえた校庭の仕様にするについて」も踏まえ、検討を重ねてまいりました。この間の北原小学校改築推進委員会での協議の状況について、以下のとおりとなります。

まず、改築推進委員会での主な協議事項でございますが、5月、7月の各回の改築推進委員会にて、新校舎の基本配置や校舎の解体工事、新築工事に伴う、既存樹木、新植樹木の取扱いについて、協議をいたしました。

これらの協議を経て、現在取りまとめている新校舎の基本配置（案）については、別添資料をごらんください。こちらの図面について、以前、計画時の図面から変更整理した、主な事項についてご紹介いたしますと、1階の中央部に学年単位での活動や、キッズ・プラザの活動場所としても使用できる、北原オープンスペースを整備いたしました。また、地下を有効活用することにより、地上部に設置していた受水槽を移設するとともに、倉庫や幅広な会議室を新たに整備しております。そのほか、1階部分になりますが、校舎の東西に配置する階段や教育相談室、職員更衣室、印刷室の配置等を整理してございます。

続いて、1枚目の資料に戻っていただいて、3番、既存樹木の取扱いについてであります。校地内の既存樹木については、校舎の解体工事及び新築工事の範囲に干渉しているため、伐採をしないと工事に支障が生じてしまう状況でございます。新校舎においては、新たに植樹の上、緑化環境を整備してまいります。

また、今後は4番に記載のスケジュールを基本として、基本設計の取りまとめに向けた検討等を進めてまいります。

ご報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。特にオープンスペースを広く確保していただきまして、様々な用途に利用できる使い勝手のよい空間が確保されたという点は、大変よいなと思いました。これまで改築を行っていた他校なども見学させていただいたことがあるのですが、こうしたオープンスペースというのが、学校、先生、児童に好意的に受け止められているなと感じております。

また、屋上の緑化の部分も広くとられておりまして、子どもたちも学校活動などで有効に利用できるのではないかなと、よいなと思いました。

ただ一方で、プールのところも含めて、日よけの必要性というか、今、日差しの強さが問題になっておりますので、何か、どういう方向性を考えているかというのがもしありましたら教えていただければと思います。

子ども教育施設課長

委員、お話しいただいた1階のオープンスペースというところが、北原小学校の大きな売り、ポイントになると考えております。北原小学校は決して校地面積が大きくなく、そういった学校であっても、校舎の機能をいろいろ有効に使うことによって、こういったオープンなスペースが生み出せたということは、学校としても好意的に受け止めていただいております。学年ごとの集会であるとか、また先ほどご報告もありましたけれども、朝の見守り、そういったものでも活用できるというようなことも学校の先生ともお話ししておりますし、北原小にとっての様々な新しい活動も見据えて、この環境を使ってほしいなと感じております。

それと、緑化スペースというところで、屋上の部分も活用して、今回計画してございま

す。屋上では学級菜園を確保してございまして、こちらでも各学年ごとの活動というのが展開される見込みですので、屋上も一体的に活用できるというような、教育環境として学校に使っていただきたいなと考えております。

また、プールのお話もいただきました。昨今、この強い日差しの中のプールの活動というところで、今回計画しているプールは、屋上にはあるものの、日よけの幕というものが、プールサイドとプールの水面も覆うように、かかるような、機構を考えてございます。こちらは先生が手動で、その時々に応じて設置できるというようなものでありますので、天然光で水温を温めるということもできますし、過剰な水温になってくる、天候も暖かくなってくるときは、早めに幕を引いておくということで、プールの活動をよりできるようにといいところも考えてございますので、こういったものを今後の新校舎にも考えていきたいと思っております。

高野委員

今までの小学校の校舎というと、大分細長い形の校舎が多かったかと思うのですが、こちらは配置を工夫していただいて、北原オープンスペースなど、2階などについても動線が工夫してあって、非常に使いやすい校舎ではないかと思えます。

それで、質問なのですが、こちらはもう、土舗装で決定という形なのでしょうか。

子ども教育施設課長

こちらの学校につきましても、地域での協議の場である改築推進委員会で、その点についても協議しております。先ほどご紹介した桃園第二小学校と、こちらと比べると少しタイミングが早い学校でして、新校舎の基本計画づくりというファーストステップの段階で、既に改築推進委員会として、土舗装とするということを意見として取りまとめております。そちらが今年の2月になりますが、その前提をもとに、こちらは土舗装ということで、新校舎整備の検討を重ねているものになります。

田代教育長

ほかに質問やご発言ございましたらお願いします。

よろしいですか。それでは本報告は終了いたします。

それでは最後に、事務局から次回開催について報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は、9月19日金曜日10時から区役所7階教育委員会室でとり行います。なお、諸事情により急遽変更となる場合がございます。中野区ホームページにて、ご確

認をお願いいたします。

田代教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 24 回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前 11 時 15 分閉会